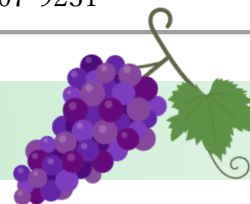


事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

健康保険の被扶養者認定要件の変更



健康保険の被扶養者は年間収入（年 130 万円）で対象外となることがありますが、一部の対象者について、年間収入の限度が変わります。従業員様に周知いただき、新たな対象となる方はお申し出頂くようお願いさせていただきます。



認定対象者の要件

1. 対象者：12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の方

- (1) 扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判断します。
- (2) 誕生日が 1 月 1 日の方は、19 歳の誕生日の前年 1 月 1 日～12 月 31 日の間も 19 歳として被扶養者対象となります。
- (3) 誕生日が 1 月 1 日の方は、23 歳の誕生日の前年 1 月 1 日～12 月 31 日の間は 23 歳として被扶養対象外となります。

2. 収入要件：150 万円未満の方

- (1) 年間収入には、給与所得、家賃収入、公的年金、遺族年金、失業給付、傷病手当金、出産手当金等のあらゆる収入を含みます。
- (2) 年間収入は過去の収入ではなく、今後(将来)1 年間の予定収入となります。
給与収入(アルバイト等)であれば、月 125,000 円未満の収入でなければ対象となりません。

3. 生計維持・同一世帯の条件は従来通り

- (1) 被扶養者の年収が、被保険者年収の 1/2 未満。
- (2) 同一世帯でない場合は、被扶養者の年収が仕送り額よりも少ない。

Q：いつから改正される？

A：扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降の認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が、年間収入要件 150 万円未満に変わります。

Q：10/1 より前に遡って認定する場合は？

A：令和 7 年 10 月 1 日より前に遡って認定する場合の認定対象者の年間収入要件は 130 万円未満で判定されます。



まとめ

・・・この機会にご家族間の収入等を改めて確認してみましょう。

